

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報速報版

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

2022年4月29日に、全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）」¹（以下「本規範」といいます。）を公開しました。2021年11月に施行された中国個人情報保護法（以下「法」といいます。）において、個人情報の越境提供の適法要件の一つとして、専門機関による個人情報保護認証を実施することが定められていますが、当該個人情報保護認証の実施に関する詳細は下位法令、ガイドラインに委ねられており、現状は具体的な内容が定められていません。

本規範は、上記個人情報保護認証に関して定めた規範として、主として個人情報の越境提供の場面で参照されることになるものと思われます。本規範は意見募集稿の段階であり、今後改訂が重ねられていくことが想定されますが、中国からの個人情報の越境提供をしなければならない場面は数多く存在しているにもかかわらず、法施行後も個人情報の越境提供に関して、企業が参照しうる規範が非常に乏しい現状下において、本規範は一定のヒント、示唆を提示しているものといえます。そこで、弊所中国最新法令情報の速報版として、簡単にその概説をご紹介します。

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

¹「网络安全标准实践指南 — 个人信息跨境处理活动认证技术规范（征求意见稿）」

1. 本規範の位置づけ

本規範はその概要において、「本実践ガイドラインは…認証機関が個人情報越境処理活動認証を実施するにあたっての認証根拠を提供し、個人情報処理者による個人情報越境処理活動にあたっての参考としても提供するものである」と述べている。

法第 38 条第 1 項第 2 号においては、中国国内の個人情報処理者が中国国外に個人情報を提供する場合の適法性要件の一つとして「国家ネットワーク情報部門の規定に基づき、専門機関による個人情報保護認証を実施すること」を掲げているところ、本規範は、上記の法の規定に基づき専門機関が個人情報保護認証を行うにあたっての指針となるものと理解できる。また、それに限らず、個人情報処理者においても、自身が個人情報の越境提供を行う際に参照することができることもされており、その意味では、中国から国外に個人情報を越境提供する必要性に迫られている事業者も本規範を参照する価値はあるといえる。

2. 本規範の適用対象等

(1) 適用対象

本規範は、その適用対象として

- ①異なる国の企業同士間、又は同一の経済・事業実態の内部における個人情報越境処理活動
 - ②法第 3 条第 2 項の定める個人情報処理者が、中国国外において、中国国内の自然人の個人情報を処理する活動
- の二つの場面を列挙している²。

上記①については、法第 38 条の理解からも素直に理解される場面といえる一方³、②の場面、すなわち法が中国国外に域外適用される場面においても適用されるとされている。そして、本規範は法の域外適用を受ける個人情報処理者による認証申請は、「国外組織機関の中国国内に設置する専門機関又は指定代表をして認証の申請を行うことができ、且つ法的責任を負う」と定めている^{4 5}。

このように、法があくまで個人情報の越境提供の場面において個人情報保護認証の実施をすることを想定した定めをしているのに対し、本規範は個人情報保護認証を行うべき場面を、中国国外の個人情報処理者が法の域外適用を受ける場面にもまで拡大しているものと理解される。

しかし、法の域外適用を受ける中国国外の個人情報処理者が、サービス提供等の過程において中国国内の個人から個人情報を取得するにあたって、個人情報保護認証を経っていなかった場合に、当該個人情報の取得行為の有効性がどのように影響を受けるのかは明らかではなく⁶、殊に域外適用の場面における個人情報保護認証の位置づけについては、より明確にされる必要があり、パブコメ募集後に変更、修正が生じる可能性もあると思われる。

² 本規範 1

³ もっとも、「同一の経済・事業実態の内部における個人情報越境処理活動」についても本規範の適用があることが注意深く規定されており、このことからすると、グローバル企業の各拠点間における個人情報の移転、提供についても例外なく法、本規範の適用があるということが確認されているといえる。

⁴ 本規範 2

⁵ 法の域外適用を受ける中国国外の個人情報処理者は、中国国内に専門機関又は指定代表を設置し、個人情報保護に関連する事務処理を行わせることが必要とされているが(法第 53 条)、認証の申請をすることも当該専門機関等の職務の一つとなりうるものといえる。

⁶ もっとも、後述する任意認証の原則からすると、認証はあくまで任意なものであり、これを行わなかったとしても、個人情報処理行為の適法性が直ちに左右されるものではないと考えられる。

(2) 認証方式

個人情報保護認証を実施する主体としては、本規範の適用対象行為の性質によって以下のとおり区別されている。

適用対象	認証方法
異なる国の企業同士間、又は同一の経済・事業実態の内部における個人情報越境処理活動	関連する当事者のうち、中国国内の一方当事者が認証の申請を行うことができ、法的責任を負う
法第3条第2項の定める個人情報処理者が、中国国外において、中国国内の自然人の個人情報を処理する活動	国外組織機関の中国国内に設置する専門機関又は指定代表をして認証の申請を行うことができ、法的責任を負う

ア 留意点①

上記のとおり、いずれの場合であっても、中国国内の主体が個人情報保護認証の申請を行うということが想定されていると理解できる。但し、本規範は、実際に個人情報保護認証を実施する専門機関に関しては特段言及しておらず、認証を行うことのできる機関に係る要件等は不明なままである点は留意が必要といえる。

イ 留意点②

2021年11月に公表されたネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）⁷においては、データの越境提供を行うにあたっては、中国国内のデータ処理者と中国国外のデータ受領者の双方が国家ネットワーク情報部門の認定する専門機関による個人情報保護認証を受けることを適法要件の一つとして掲げているのに対して⁸、本規範は、中国国内の一方当事者が認証の申請を行うということを想定しており、上記管理条例との間で若干の齟齬があるように思われる。

本規範も含め、いずれも意見募集稿の段階であることから、今後各規範間の整合性は調整されていくものと思われるが、上記の点は留意しておくべきかと思われる。

3 個人情報越境処理活動における遵守事項

本規範は、個人情報越境処理活動における遵守事項につき、

- ① 法的拘束力等のある文書の締結
- ② 組織管理の整備
- ③ 個人情報越境処理規則の整備
- ④ 個人情報保護影響評価の実施

という4つの観点から整理している。以下では、これらの各観点において示されているポイントを説明する。

(1) 法的拘束力等のある文書の締結

まず、本規範は個人情報越境処理活動に関連する当事者間において、以下の内容を含む、法的拘束力と執行力を有する文書を締結すべきものと定めている⁹。

- 個人情報越境処理活動に関与する当事者

⁷ 「网络安全数据安全条例（征求意见稿）」

⁸ ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）第35条第1項第2号

⁹ 本規範4.1

- 個人情報の越境処理の目的及び個人情報の種類と範囲
- 個人情報の帰属主体の権益保護措置
- 各当事者は、統一の個人情報処理規則を遵守し、個人情報保護水準が中国個人情報保護関連法令の定める基準を下回らないことを確保すること
- 各関連当事者が認証機関による監督を受け入れること
- 各関連当事者が中国の個人情報関連法令の管轄を受け入れること
- 中国国内で法的責任を負う組織機関を明確にすること
- その他各種法令の定める事項

法第 38 条第 1 項では、個人情報の越境提供の適法要件として、個人情報保護認証の実施以外に、国家ネットワーク情報部門の定める標準契約を締結することを定めているが、上記の法的拘束力のある文書と標準契約は必ずしも同じものではないと考えられる一方、多くの部分で重複するのではないかと思われる¹⁰。これらの関係は、現時点では明確ではない。

(2) 組織管理の整備

次に、個人情報越境移転活動に関与する当事者の組織管理上の要求として、個人情報保護責任者及び個人情報保護機関を設置することが定められている¹¹。

「個人情報保護責任者」について、法は、処理する個人情報の数量が国家ネットワーク情報部門の定める数量に達した個人情報処理者において、個人情報保護責任者を指定し、個人情報処理活動、講じている保護措置等の監督について責任を負わせるという旨を定めているが、それ以外の個人情報処理者に関しては特段個人情報保護責任者の設置を求めている¹²。しかし、本規範の定めからすると、個人情報越境移転活動に関与する当事者については、個人情報保護責任者を置くことが求められているということになり、法の要求を拡張しているとも理解される。

また、これに加えて個人情報保護機関を設置することも必要とされているが、個人情報処理者においてこのような保護機関を設けるべきことは、法自身は特段定めていない。そのため、当該要求も法の要求を拡張するものと理解される。

もっとも、例えば 2022 年 1 月に上海市楊浦区検察院や一部の業界団体が独自に定めた企業データコンプライアンスガイド¹³においては、企業のデータコンプライアンスという観点から、データコンプライアンスの責任者や管理部門を設置することを推奨している¹⁴。コンプライアンスという意味では、法の定めにかかわらず、個人情報保護責任者や個人情報保護機関の設置を求めるということも法の趣旨に反するものではなく、むしろ推奨されるべきものと思われる。

¹⁰ なお、2021 年 10 月に公表されたデータ越境移転セキュリティ評価弁法（意見募集稿）（データ出境安全评估办法（征求意见稿））においても、データの越境移転をするにあたって、移転の当事者間で合意すべき事項が定められているが、本規範の定める内容とは必ずしも一致していない（同弁法第 9 条）。ただ、同弁法はあくまでデータの越境移転にあたり、国家ネットワーク情報部門のセキュリティ評価を受けなければならない場合において適用されることを想定したものであり、その意味では必ずしも本規範が適用される場面とは一致しない。そのため、多少の齟齬は発生しうるものといえるが、これらもいずれも意見募集稿レベルのものであることから、今後相互の整合性を保つ方向での修正がなされる可能性も否定はできない。

¹¹ 本規範 4.2

¹² 法第 52 条第 1 項

¹³ 「企业数据合规指引」

¹⁴ 同ガイド第 6 条、第 7 条

(3) 個人情報越境処理規則の整備

また、各当事者は統一した個人情報越境処理規則を遵守しなければならず、当該規則には以下の内容を含むものとされている¹⁵¹⁶。

- 個人情報の越境処理に関する基本状況（個人情報の類型、センシティブレベル、数量等）
- 個人情報の越境処理の目的、方法、範囲
- 個人情報の国外における保管期間及び期間満了後の処理方法
- 個人情報の越境処理にあたっての中継国家又は地区
- 個人情報の帰属主体の権益を保障するためのリソースと講じる措置
- 個人情報セキュリティ事故に係る賠償、処置規則

上記(1)の定めと合わせて考えると、個人情報の越境処理の関係者は法的拘束力等のある文書において上記の内容に基づき「統一の個人情報越境処理規則」に合意し、且つこれを遵守する、という運用が想定されていると理解することもできそうである。

(4) 個人情報保護影響評価の実施

最後に、個人情報保護影響評価の実施である。

法第 55 条は、(中国国内の) 個人情報処理者が中国国外に個人情報を越境提供する場合には、個人情報保護影響評価を実施すべきと定めているところ¹⁷、本規範もこれを踏襲して同評価の実施を要求している¹⁸。

しかし、本規範においては、個人情報越境処理活動に関与する関連当事者が、当該活動の適法性、正当性、必要性、保護措置の有効性とリスクとの均衡性等を事前に評価するものとされており、この文言を読む限りは中国国内の情報提供者だけでなく、中国国外の情報受領者も同評価を実施すべきとされているように思われる。前述のとおり、異なる国家間での個人情報越境処理活動がなされる場合の認証申請は、中国国内の主体によって行われることが想定されていることとの関係でも、個人情報保護影響評価についてはあくまで中国国内の主体が行うべきと理解するのが整合的かと思われるが、この点もあるいは今後修正、変更される可能性のある個所かもしれない。

他方で、本規範では、個人情報保護影響評価は、推奨型の国家基準である個人情報セキュリティ影響評価ガイドライン¹⁹を参照して行うべきとされており、この点は法の施行後明確ではなかった点を明確にした一つの点といえることができる。

すなわち、法は個人情報保護影響評価の実施に関する詳細を特段明確にしておらず、参照すべき法令、ガイドラインが明確ではなかったうえ、上記ガイドラインも「個人情報保護影響評価ガイドライン」ではなく「個人情報セキュリティ影響評価ガイドライン」と微妙に呼称が異なることもあり、個人情報保護影響評価の実施にあたって同ガイドラインを参照すべきなのかという点が明確ではなかった。しかし、本規範により、同ガイドラインは個人情報保護影響評価にあたって参照されるべ

¹⁵ 本規範 4.3

¹⁶ なお、個人情報越境処理活動の当事者間で締結される法的拘束力のある文書において「統一の個人情報処理規則を遵守し、個人情報保護水準が中国個人情報保護関連法令の定める基準を下回らないことを確保する」旨の定めを約定すべきとされているが、統一の「個人情報越境処理規則」とどのような関係に立つのか、あるいは単なる誤植なのかは明らかでない。

¹⁷ 法第 55 条第 4 号

¹⁸ 本規範 4.4

¹⁹ 「信息安全技術 个人信息安全影响评估指南」

きものとして、その位置づけと関係が明確になったといえ、その点では意義があると思われる。

4 個人情報帰属主体の権利保障

個人情報に対する個人の権利については、法においても個別に規定しているが、本規範では個人情報の越境移転処理活動の場面における権利として具体化されている²⁰。その中でも法の定め、趣旨を具体化、拡張したものとして、以下のような権利がある。

項目	具体的内容
写しの提供要求	個人情報の越境処理の関連当事者間において締結された法律文書において、個人情報の帰属主体の権益について定められた箇所の写しを要求する権利
訴訟提起権	その居住地の裁判所において、個人情報越境処理の関連当事者に対する訴訟を提起する権利

また、個人情報処理者の個人情報帰属主体に対する義務、責任についても、法の定めを敷衍した具体的な定めを置いている²¹。その中でも、法の定め、趣旨を具体化、拡張したものとして以下のようなものがある。

項目	具体的内容
個人情報越境処理活動の停止義務	越境する（した）個人情報のセキュリティを保障することが困難な状況が発生した場合、直ちに越境個人情報処理活動を停止すること
国内法律責任主体の責任	国内の法律責任負担者が、個人情報帰属主体による権利行使に対して便利な条件を提供することを承諾した場合、個人情報越境処理活動により個人情報帰属主体の権益を損なったときは、法律上の賠償責任を負う
認証機関による監督管理	個人情報越境処理活動に対する、中国国内の認証機関による監督管理を受け入れること（ヒアリング、サンプリング検査等）

5 まとめ

冒頭で述べたとおり、法の施行後も法の関連法令、下位規範等がなかなか制定されず、個人情報の越境移転に迫られてもコンプライアンス上、どこまで対応をしなければならないのか、どのような対応をしなければならないのか、といった点が不透明なままである。

本規範もあくまで意見募集稿の初稿であり、今後寄せられた意見に基づいてその内容が大きく変更、修正されることが想定される。しかし、仮にそうだとした場合、個人情報越境移転処理活動に関する大まかなスタンス、対応方法の枠組みは示されているといえることから、本規範の内容は、今後のコンプライアンス整備業務にあたっての参照とすることはできるように思われる。

執筆担当：包城偉豊、邢沂晨

²⁰ 本規範 5.1

²¹ 本規範 5.2

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年5月18日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



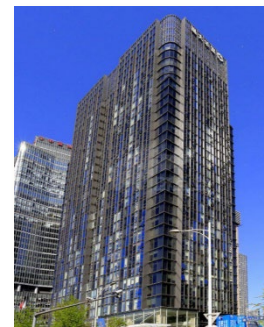
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: tmishanghai@tmish.com



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/バンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア